

男女共同参画の視点からの 防災・復興の取組指針(概要)

平成25年5月

内閣府 男女共同参画局

<背景>

- 東日本大震災において、衛生用品等の生活必需品が不足したり、授乳や着替えをするための場所がなかったり、「女性だから」ということで当然のように食事準備や清掃等を割り振られた避難所も見られた。
- 平常時から、男女共同参画の視点からの災害対応について、関係者が理解しておくことが重要。

<活用方法>

- 過去の災害対応における経験を基に、男女共同参画の視点から、必要な対策・対応について、予防、応急、復旧・復興等の各段階において地方公共団体が取り組む際の指針となる基本的事項を示すもの。
- 地域防災計画や避難所運営マニュアル等の作成と見直し、独自の指針やマニュアル等の作成を行い、平常時から男女共同参画の視点からの防災・復興体制を整備することを期待。
- 消防団、水防団、民生委員・児童委員、自主防災組織、NPO、NGO、地縁団体、企業、大学等が防災・復興に関する活動に取り組む際にも参考になるもの。
- チェックシートや事例を盛り込んだ解説書(解説・事例集)も作成。

<今後の予定>

防災部局等と連携し、地方公共団体に通知するほか、説明会等を実施して、周知の予定。

URL: <http://www.gender.go.jp/policy/saigai/shishin/index.html> (参考)

男女 防災 取組指針

検索

<概要>

<基本的な考え方>

- 1 平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる
- 2 「主体的な担い手」として女性を位置づける
- 3 災害から受ける影響の男女の違い等に配慮する
- 4 男女の人権を尊重して安全・安心を確保する
- 5 民間と行政の協働により男女共同参画を推進する
- 6 男女共同参画センターや男女共同参画担当部局の役割を位置づける
- 7 災害時要援護者への対応との連携に留意する

<各段階において必要とされる取組>

1 事前の備え・予防

- 防災担当部局の担当職員について、その男女比率を少なくとも庁内全体の職員の男女比率に近づけることや管理職への登用等、女性職員の採用・登用の促進に取り組むこと。
- 防災対策に男女共同参画の視点を反映するため、地方防災会議における女性委員の割合を高めること。
- 地域防災計画の作成、修正に際し、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を反映すること。
- 女性用品、乳幼児用品等の必要とされる物資について、あらかじめ一定度を備蓄するとともに、倉庫業者、運送業者、コンビニエンスストア、スーパー等の関係団体・事業者等と協定を締結し、災害発生時に速やかに調達・輸送できるようにすること。
- 男女共同参画の視点からの災害対応について、参画型・体験型の学習機会を提供するなどして、性別、年齢等にかかわらず、多様な住民が自主的に考える機会を設けること。
- 自主防災組織における女性の参画を促進するとともに、リーダーに複数の女性が含まれるよう女性リーダーの育成を図ること。

2 発災直後の対応

- 妊産婦や乳幼児を連れた保護者は、避難に時間と支援を要することが多いため、関係機関、自主防災組織、近隣住民等の協力を得て、安全を確保できる場所への避難誘導・避難介助を行うこと。
- 救助・救援、医療及び消火活動、ライフラインの復旧等に係る業務が、子育てや介護等の家庭的責任を有する職員または社員等も参画して速やかに実施されるよう、災害直後から子育て・介護支援を実施すること。
- 帰宅困難者が大量に発生することが想定されている地域においては、平常時に協定等を締結した駅周辺の商業施設や大学等に対して、男女共用のスペースだけでなく、男女別のスペースを確保するよう要請すること。

3 避難所

- ー開設当初から、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペースを設けること。仮設トイレは、男性に比べて女性の方が混みやすいことから、女性用トイレの数を多めにすることが望ましい。
- ー避難所の管理責任者には、男女両方を配置すること。
- ー避難者による自治的な運営組織には、男女両方が参画するとともに、責任者や副責任者等、役員のうち女性が少なくとも3割以上は参画することを目標にすること。
- ー生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者から配布したり、女性専用スペースや女性トイレに常備しておくなど、配布方法を工夫すること。
- ー女性や子どもに対する暴力等を予防するため、就寝場所や女性専用スペース等を巡回警備したり、防犯ブザーを配布するなど、安全・安心の確保に配慮すること。また、暴力を許さない環境づくりや、被害者への適切な対応を徹底すること。

4 応急仮設住宅

- ー入居者が孤立せず、入居者同士の交流等が図れるように、集会施設を設置するとともに、その運営を支援すること。
- ー応急仮設住宅団地を設置した場合には、自治会等の育成を図り、自治会長や副会長等、役員のうち女性が少なくとも3割以上は参画することを目標にすること。
- ープレハブ型の応急仮設住宅や民間賃貸住宅を活用したみなし仮設住宅の入居者に対し、保健師等の専門職や男女両方の生活支援員等が巡回訪問等を行い、問題の把握及び解決に努めること。
- ー生活環境の変化により、女性が様々な不安や悩み、ストレスを抱えることや、女性に対する暴力等が懸念されることから、男女共同参画センターや民間支援団体等と積極的に連携を図りながら、相談窓口や女性に対する暴力等の予防の方法について周知すること。
- ー男性としての重圧や他人に弱音を吐くことを避ける傾向にある男性の精神面での孤立が課題となってくることから、男性に対する相談体制を整備するとともに、相談窓口の周知方法を工夫すること。

5 復旧・復興

- ― 復興計画の作成に際し、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を反映すること。
- ― 住民の意見集約に当たっては、必要に応じて女性だけの話し合いの場を設けるなど、生活者の視点に立った具体的な提案を出しやすい環境を整備すること。
- ― 災害公営住宅を整備するに当たっては、計画・設計の段階において意思決定の場に女性が参画するとともに、これらの意見を踏まえた住宅を建設すること。住宅には、入居者同士の交流等が図れるよう、集会等に利用するための施設を設置することが望ましい。
- ― 被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策や、職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を実施するに当たっては、女性の雇用機会を確保すること。
- ― 男女共同参画センターは、平常時から行っている相談事業、情報提供事業、広報・啓発事業等に加え、地方公共団体の関係機関や地域の人材・団体との連携等を通じて、男女共同参画の視点からの情報提供や相談対応、男女共同参画に関する課題に取り組むNPOやボランティアの活動拠点等の被災者支援を行うことが考えられる。

6 広域的避難の支援

- ― 大規模災害等において被災者が広域的な避難を行う場合、特に、女性は子どもとともに母子で避難することが多いと想定されることから、実態やニーズを把握し、必要な対策を講じること。

7 各段階における支援者への啓発と支援

- ― 民間支援団体やボランティア等が被災地において支援を行う際は、女性に対する暴力等の予防に関する注意喚起、男女共同参画の視点からの支援の在り方等について周知・伝達するよう努めること。

8 男女別統計の整備

- ― 防災・復興の施策を推進する際に男女共同参画の視点を反映するためには、男女が置かれている状況をデータ等により客観的に把握することが重要であることから、災害発生時は、被災者及び災害対応を行う者に関して、男女別統計の整備に努めること。